

住宅用火災警報器の設置が義務付けられます

～住宅火災から大切な命を守るために～

平成16年に消防法が改正され、一般住宅にも住宅用火災警報器の取り付けが義務付けられることになりました。火災を早期に発見し、家族の皆さんがいち早く避難できるように、これから新築する住宅や、現在お住まいの住宅に住宅用火災警報器を取り付けましょう。

しょうぼうの広場

火災、救急、救助は...

119

◆住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器は、室内の煙や熱に反応して警報音を発する器具です。この警報器を設置することにより、火災の発生をいち早く知ることができ、より早い避難・通報・初期消火が可能となります。住宅火災による死者の6割が「逃げ遅れ」ですので、住宅用火災警報器を設置することで、逃げ遅れによる死者を防ぐ効果が見込まれます。



◆設置時期

◎平成18年6月1日以降に工事に着手する新築住宅は建築時に設置

◎現在お住まいの住宅は、平成23年5月31日までに設置

◆設置場所

次の場所の天井や壁に取り付けます。

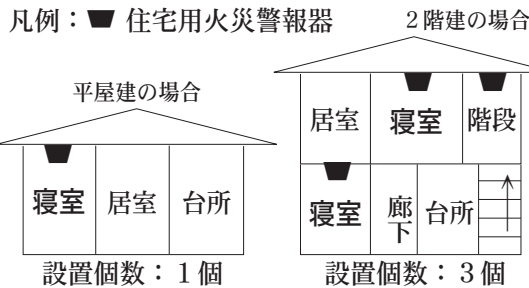
◎寝室

普段就寝に使われる部屋に設置します。子供部屋や老人の居室なども、就寝に使われている場合は対象となります。

◎階段

寝室が2階にある場合は、2階の階段に設置します。

住宅用火災警報器の設置例



◆ご購入の際に

お近くのホームセンターや防災設備などの取扱い店でご購入いただけます。価格は、数千円のものから、多機能の物では1万円を超えるものまで機種によりさまざまです。

◆火災警報器の奏功事例

2階で就寝していた男性が、階段の天井に設置した住宅用火災警報器の警報音に気づき、目を覚ました。ドアを開け階段へ出ると煙が漂っており、1階へ降りると祖母の居室の仏壇から炎が上がっているのを発見した。祖母を部屋から避難させた後、台所にあったバケツなどで水道水をかけて消火した。この火災では祖母の居室を焼損したが、幸いケガ人等はなかった。これは住宅用火災警報器により「逃げ遅れ」を防ぐことができた事例です。

◆悪質な訪問販売業者に十分ご注意ください

消防署では、消火器などと同様、住宅用火災警報器等を直接販売または販売を業者に委託することはありません。消防職員のような服装や態度で無理やり購入を迫るなどの悪質な訪問販売にくれぐれもご注意ください。

◎問い合わせ先
消防署予防係 ☎0119

消防一口メモ

夕食の準備 気をつけていますか？

死者が出るような大きな火事は深夜が多いのですが、火事そのものが多い時間帯は夕方から午後8時にかけてのまさに火を使っている夕食の支度とき。ところで、その最中にふいの来客があったり、電話が鳴ったりしたらどうしますか？もちろん一旦火を止めればいいのですが、すぐ戻るつもりでついそのまま台所を離れて火事に・・・火災のほとんどはこうした慣れや不注意から発生しています。油断大敵！

3月の救急・火災情報



救 急		火 災	
◆出動件数	78件	◆出動件数	3件
◆運んだ人	76人	◆内 訳	
◆内 訳		建 物	2件
急 病	38件 36人	その他	1件
交通事故	6件 7人		
その他	34件 33人		